

フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援モデル事業【改訂版】

平成27年度補正予算額 640百万円

【目的・概要】

フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒の状況に応じた総合的な教育支援体制を構築するためのモデル事業を通じて、不登校児童生徒が自信を持って学べる教育環境を整備

【内容】

I フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援（経済面・学習面・連携強化）

① 経済的支援

フリースクール等で学ぶ経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒の学習活動等に必要な経費（通学費、屋外での体験活動費など）を支援

② 学習支援

支援員が家庭訪問等を行うことにより学習状況等を把握し、状況に応じた学習支援・進路相談等を実施

③ 教育委員会とフリースクール等の連携強化

教育委員会とフリースクール等の連携強化による不登校児童生徒への支援体制の構築

II 教育支援センター等の設置促進支援

① 教育支援センターの設置促進

教育支援センター（適応指導教室）など、不登校児童生徒の状況に応じた学習の場の設置促進のためのコーディネーターの配置等

② 経済的支援

センターで学ぶ経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒の学習活動等に必要な経費（通学費、屋外での体験活動費など）を支援 ※ただし、Iの事業とセットの場合のみ



【実施予定件数】

メニュー毎にそれぞれ10件モデル事業等を採用予定

【支援の流れ等】

国

委託費

都道府県等が行うモデル事業
（実施主体：市町村等）

フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援モデル事業

【メニューの内容・実施方法等】

メニュー I フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援(経済的支援・学習支援・連携強化)

1 事業の実施主体

経済的支援及び学習支援(下記3-(1)及び(2))については、個々の家庭(児童生徒)への経済面の支援や家庭訪問による個別支援など、きめ細やかな対応が求められることから、市町村(特別区を含む。以下同じ)の教育委員会等が実施することを基本とする(都道府県の教育委員会等が委託を受けた場合には、都道府県の教育委員会等から市町村の教育委員会等に再委託して実施)。

教育委員会とフリースクール等の連携強化による不登校児童生徒の支援体制構築(下記3-(3))については、都道府県又は市町村の教育委員会等が実施することを基本とする。

2 対象児童生徒

原則として、経済的支援については、以下のア～エの要件を満たす者を対象とし、学習支援については、以下のア～ウの要件を満たす者を対象とする。

ア 義務教育相当の年齢であり、フリースクール等(*)で学ぶ不登校児童生徒であること。

イ 事業を実施する市町村に住所を有すること。

ウ 当該児童生徒が、在籍する小・中学校(義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部を含む。以下同じ。)において、フリースクール等での学習活動等により指導要録上の出席扱いを受けていること。

エ 当該児童生徒の保護者が、学校教育法第19条に規定する「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者」に相当するもので事業実施市町村が何らかの認定を行っていること。

ただし、すでに事業実施市町村から就学援助の対象であると認定を受けている不登校児童生徒であって、通学費、校外活動費及び修学旅行費が支給されているものは除く。

(*)「不登校の子供を受け入れている民間の団体・施設等」を指す。なお、インターナショナルスクールや民族学校等のいわゆる外国人学校は、「フリースクール等」には該当しない。

フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援モデル事業

3 具体的内容等

(1) 経済的支援

① 支援スキーム等

実施主体である市町村の教育委員会等において、現行の就学援助における援助額及び下記基準額を踏まえ、支援金の額を設定した上で、原則として、実施主体である市町村の教育委員会等から当該児童生徒の保護者(父母等の親権を行う者又は未成年後見人)に直接支払うものとする。

※なお、支援を行う市町村の教育委員会等は、原則として対象児童生徒が住所を有する市町村(以下、「居住地市町村」という。)の教育委員会等とするが、フリースクール等の広域利用の実態等を踏まえ、同一施設内における対象児童生徒間の公平性を確保するため、必要に応じて、施設が所在する市町村、都道府県、近隣の市町村の教育委員会等の協力を得て、居住地市町村以外の市町村の教育委員会等が支援を行うなどの調整を図ることができるものとする。

② 支援金

a 支援金の性格

本事業における支援金とは、支援の対象となる不登校児童生徒及び当該児童生徒の保護者に対する事業実施に係る協力への対価(謝金又は事業協力を伴う交通費、体験活動等に要する実費)である。

b 支援金(基準額)の算定

就学援助における援助費のうち、一般的に不登校児童生徒には支給されていない費用(通学費、校外活動費、修学旅行費)の予算単価等を踏まえ、以下のとおり基準額を算定。

〈基準額(児童生徒1人当たり年額 ※消費税込)〉

小学生:12万円、中学生:16万円

フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援モデル事業

(2) 学習支援

① 支援スキーム等

事業実施主体の市町村等の教育委員会等に、対象児童生徒への家庭訪問等を通じて当該児童生徒の学習等の活動状況等を把握し、必要に応じて、学習方法や進路等に係る相談・助言等を行う支援員を配置する。

② 支援員の資格要件等

教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、学校における相談・指導等に係る資格及び経験を有する者又はこれに準ずる者であることが望ましい。

※なお、有資格者の確保が困難な地域においては、資格は有しないが不登校の子供への相談・指導等の経験（ボランティアの経験も含む）を有する者で代えることも可とする。

(3) 教育委員会とフリースクール等との連携強化による不登校児童生徒の支援体制構築

事業実施主体の都道府県又は市町村の教育委員会が、コーディネーター等の配置や研究会等の開催などにより、フリースクール等との連携強化を図る。

フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援モデル事業

メニューⅡ 教育支援センター等の設置促進支援

1 事業の実施主体

教育支援センター等の設置促進(下記2-(1))については、設置主体が市町村であること、また、経済的支援(下記2-(2))については、個々の家庭(児童生徒)への経済面の支援の主体が市町村であることなどから、市町村の教育委員会等が実施することを基本とする(都道府県の教育委員会等が委託を受けた場合には、原則として、都道府県の教育委員会等から市町村の教育委員会等に再委託して実施)。

2 事業内容等

(1)教育支援センター等の設置促進

① 新規設置(類型1)

新規に設置を予定している教育支援センター等について、その設置運営に携わる人材を配置し、学校や関係機関等と連携して不登校児童生徒を支援する(複数の自治体による共同設置や、官民協営型センターの設置など、単独では教育支援センター設置が難しい市町村においても、設置が可能となるようなモデルが望ましい)。

② アウトリーチ型支援(類型2)

教育支援センター等に通うことが困難な不登校児童生徒に対して、家庭訪問等を通じての相談、学習支援等を行う又はICT等を活用した学習指導等を行うための支援員を配置し、広域的な支援体制を整備する。

③ 教育支援センター等の機能拡充(類型3)

地域の不登校支援の中核的機能を果たすため、不登校児童生徒のアセスメント、不登校児童生徒に対応する学校への助言・援助等を行う人材を教育支援センター等に配置し、教育支援センター等を中心として、地域全体で不登校児童生徒を支援していく体制を整備する。

(2) 経済的支援

メニュー1の経済的支援と併せて事業を実施する場合に限り、実施可能。なお、市町村内にメニュー1の経済的支援の対象となる児童生徒がいない場合には、本事業「教育支援センター等の設置促進支援」のみでも実施できるものとする。

フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援モデル事業

【公募の対象】

公募の対象は、都道府県又は市町村の教育委員会等とする。

なお、メニュー2のみを実施する場合には、都道府県又は指定都市の教育委員会等とする。ただし、特別な事情がある場合(当該市町村の属する都道府県の教育委員会等が公募申請を行わない場合)は、指定都市以外の市町村(特別区を含む。)の教育委員会等が直接申請することができる。

【公募スケジュール(予定)】

追加募集開始:平成28年6月 3日(金)
追加募集締切: " 6月24日(金)(追加公募(1回目))
審 査: " 6月下旬~7月上旬
事 業 開 始: " 8月 1日(月)(見込)

※追加募集2回目以降のスケジュール

追加募集〆切(2回目):平成28年	7月22日(金)	事業開始	平成28年	9月1日(木)(見込)
" (3回目):	" 9月21日(水)	事業開始	"	11月1日(木)(見込)
" (4回目):	" 10月24日(月)	事業開始	"	12月1日(木)(見込)
" (5回目):	" 11月22日(火)	事業開始	平成29年	1月4日(水)(見込)

ただし、採択の状況によっては、2回目以降の募集は中止となる場合がある。